行田市建築物耐震改修促進計画

［令和 8 年度～令和 12 年度］

令和８年３月

行　　田　　市

目　次

第１章　はじめに
1　計画の目的と改定の背景　・・・・・・　1
2　行田市地域防災計画等との関連及び市の地震履歴と想定被害　・・・・・・　3
3　計画の期間　・・・・・・　5
4　対象建築物　・・・・・・　6

第２章　建築物の耐震化の現状と今後の目標
1　行田市の耐震化の現状　・・・・・・　8
2　本計画における耐震化の目標　・・・・・・　12

第３章　建築物の耐震化の促進に関する施策
1　耐震化の促進に向けた取組方針　・・・・・・　13
2　具体的な施策　・・・・・・　13

第４章　資料編　・・・・・・　20

第１章　はじめに

１　計画の目的と改定の背景

（１）計画の目的

行田市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第６条第１項に基づき作成するものである。

本計画は昭和５６年５月３１日以前に工事に着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物について、計画的に耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

（２）計画策定の背景

本計画の策定等に至るまでの主な経過は表１のとおりである。

表１　本計画策定等に係る主な経過

年　月	経　　過	備　　考
昭和 56 年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成 7 年 1 月	平成７年兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	最大震度７ 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成 7 年 10 月	耐震改修促進法制定	
平成 12 年 6 月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成 16 年 10 月	平成１６年新潟県中越地震	最大震度７
平成 18 年 1 月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 県有 100%、市町村有 99%、民間 90%
平成 21 年 3 月	行田市建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 市有建築物　100%
平成 23 年 3 月	平成２３年東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	最大震度７
平成 25 年 10 月	国の基本方針の改正	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化

平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 28 年 2 月	行田市地域防災計画改正	地震被害想定の変更 多種多様な災害への対応を追加
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% （県有は 100%耐震化済（移転解体等計画が決定したもの含む））
平成 28 年 4 月	平成２８年熊本地震	最大震度７ （2 回記録） 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 28 年 9 月	行田市建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 市有建築物 100%
平成 30 年 6 月	大阪府北部の地震	最大震度６弱
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 3 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物 おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%　民間 おおむね解消
令和 3 年 3 月	行田市建築物耐震改修促進計画改定	令和 7 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する民間建築物おおむね解消
令和 3 年 3 月	行田市国土強靭化地域計画策定	推進方針として、住家、建築物の耐震化の推進を明示
令和 3 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7 年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示

令和４年４月	行田市国土強靭化地域計画改訂	推進方針として、住家、建築物の耐震化の推進を明示
令和５年３月	行田市地域防災計画改正	水防法に基づく水防計画と地域防災計画を一本化し、水害対策の見直し
令和６年１月	令和６年能登半島地震	最大震度７ 平成 12 年５月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和６年２月	行田市地域防災計画改正	市庁舎での災害対策本部設置場所や災害対策本部設置が困難な場合の運用を改正
令和７年３月	行田市地域防災計画改正	埼玉版 FEMA 図上訓練の実施と北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置を明記
令和７年３月	行田市国土強靭化地域計画改定	推進方針として、住家、建築物の耐震化を継続して推進
令和７年７月	国の基本方針の改正	令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

２　行田市地域防災計画等との関連及び市の地震履歴と想定被害

（１）行田市地域防災計画等との関連

本計画は、市政運営の総合指針である『行田市基本構想』や『行田市実施計画』、『埼玉県建築物耐震改修促進計画』、『行田市地域防災計画』等の関連計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項を具体的に定めることとする。

（２）行田市の地震履歴と想定被害

１）地震履歴

行田市の地震被害は、天明３年（１７８３）の浅間山大噴火や安政２年（１８５５）の江戸大地震に被害があったと文献に記されているが、概して少ない。

近年、県下に被害をおよぼした地震の被害の記録は、表２のとおりである。

表２　県下に被害をおよぼした地震の被害の記録

年 月 日	地震名	被　害　状　況
大正 12 年 (1923) 9 月 1 日	関東大震災	行田市内で一番高かった日の屋(下町)の煙突が半分に折れ、墓石が次々と倒れた。家屋の破壊されたものも相当の数にのぼった。太田地区の見沼代用水(須戸橋)に沿う農家の庭先では青い砂が噴出したり、道路に地割れが生じたほどであった。幅の広いところは一尺五寸(約 45㎝)、狭い場所でも五寸(15㎝)もの地割れがあった。 埼玉県下の被害は、死者 316 人、負傷者 497 人、行方不明者 95 人、全壊家屋 9,268 戸、半壊家屋 7,577 戸であった。
昭和 6 年 (1931) 9 月 21 日	西埼玉地震	この地震による被害は、埼玉県の中部・北部の荒川・利根川沿いの沖積地に集中したが、行田市内での被害の記録はない。 被害の密度は小さく、住家・非住家の全壊をすべて含めても戸数に対する倒壊家屋の比率は最大の笠原村(現在の鴻巣市大字笠原)で 7.3%、小谷村(現在の鴻巣市大字小谷)で 3.1%にすぎない。笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きく、吹上村大芦(180 余戸中)で全壊家屋 17 戸、半壊 22 戸であった。
平成 23 年 (2011) 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県等太平洋沿岸では、大津波によって死傷者・行方不明者約2万8千人もの被害を受けた。 行田市においては震度5強を観測し、市内各地で屋根瓦の崩壊や大谷石の倒壊などの被害が発生した。市内民間施設で天井が崩落して男性2名が軽傷を負ったほか、真名板地区では液状化現象により畑や道路に亀裂が生じた。市内では、負傷者4名、住宅一部破損985戸、漏水10カ所、道路破損2カ所、液状化1カ所の被害が確認された。

２）想定被害

県が実施した調査結果を踏まえ、市内における想定地震と想定被害を概ね表３のように想定している。

表３　市内における想定地震と想定被害

項目			想定地震							
			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南
震度			5強	5強	5弱	6強	7	6強	5強	5弱
建物被害（棟）		全壊	0	74	0	797	2,763	1,608	0	0
		半壊	4	131	0	3,118	5,190	4,352	0	0
建物被害による人的被害	死者（人）	冬5時	0	0	0	46	175	98	0	0
		夏12時	0	0	0	20	75	41	0	0
		冬18時	0	0	0	30	113	63	0	0
	負傷者（人）	冬5時	1	1	0	526	1,101	808	0	0
		夏12時	1	2	0	302	686	474	0	0
		冬18時	1	1	0	332	718	514	0	0

※人的被害とは、揺れによる建物被害及びブロック塀等被害を合算したもの。

※想定される被害の特徴が異なる３種類のシーン（冬５時、夏１２時、冬１８時）のうち、被害が最大となる冬１８時を想定。

※想定地震の断層位置図については【資料編】参照。

３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和８年度から令和１２年度までの５年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

４　対象建築物

本計画で対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

（１）住宅

居住世帯のある住宅

（２）耐震診断義務化建築物

表４に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物※１及び表１１に掲げる耐震診断を義務付ける路線（【資料編】参照）を閉塞する恐れのある建築物（図１）である要安全確認計画記載建築物※２

（３）多数の者が利用する建築物※３

表４に掲げる用途及び規模に該当する建築物。

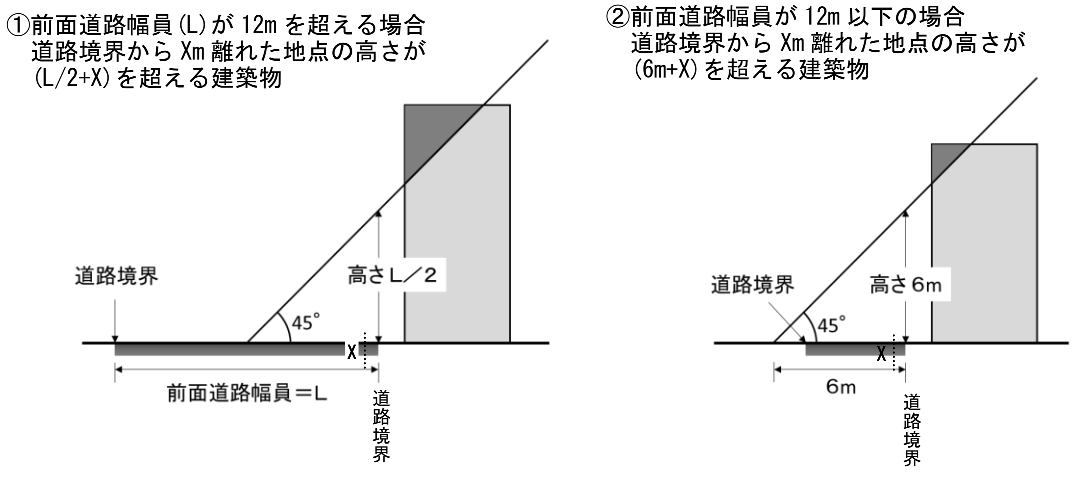

※　耐震関係の基準に適合していないもので、昭和５６年５月３１日以前に建築したものに限る。

図１　路線を閉塞する恐れのある建築物

※１要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定される建築物

※２要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第７条に規定される建築物

なお、市内に要安全確認計画記載建築物に該当する建築物は無い

※３多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号及び同法施行令第 6 条に規定された用途及び規模の建築物

表４　対象建築物用途・規模一覧

（多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物）

<table>
<tr><th rowspan="2">本計画における
分類</th><th rowspan="2">用　途</th><th colspan="2">規　模</th></tr>
<tr><th>多数の者が
利用する建築物</th><th>要緊急安全確認
大規模建築物</th></tr>
<tr><td rowspan="3">学校</td><td>幼稚園、幼保連携型認定こども園（※）</td><td>2階以上かつ
500㎡以上</td><td>2階以上かつ
1,500㎡以上</td></tr>
<tr><td>小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）</td><td>2階以上かつ
1,000㎡以上</td><td>2階以上かつ
3,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>学校（小学校等以外の学校）</td><td rowspan="11">3階以上かつ
1,000㎡以上</td><td>—</td></tr>
<tr><td>病院・診療所</td><td>病院、診療所</td><td rowspan="7">3階以上かつ
5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>劇場・集会場等</td><td>劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂</td></tr>
<tr><td rowspan="6">店舗等</td><td>展示場</td></tr>
<tr><td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td></tr>
<tr><td>遊技場</td></tr>
<tr><td>公衆浴場</td></tr>
<tr><td>飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>卸売市場</td><td>—</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館等</td><td>ホテル、旅館</td><td>3階以上かつ
5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>賃貸共同住宅等</td><td>賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="3">社会福祉施設等</td><td>保育所、幼保連携型認定こども園（※）</td><td>2階以上かつ
500㎡以上</td><td>2階以上かつ
1,500㎡以上</td></tr>
<tr><td>老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの</td><td rowspan="2">2階以上かつ
1,000㎡以上</td><td rowspan="2">2階以上かつ
5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>消防庁舎</td><td>消防署その他これらに類する公益上必要な建築物</td><td rowspan="2">3階以上かつ
1,000㎡以上</td><td rowspan="2">3階以上かつ
5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>その他一般庁舎</td><td>保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">その他</td><td>体育館</td><td>1階以上かつ
1,000㎡以上</td><td>1階以上かつ
5,000㎡以上
（一般公共の用に供されるものに限る）</td></tr>
<tr><td>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</td><td rowspan="7">3階以上かつ
1,000㎡以上</td><td rowspan="5">3階以上かつ
5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td>博物館、美術館、図書館</td></tr>
<tr><td>理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
<tr><td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</td></tr>
<tr><td>自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</td></tr>
<tr><td>事務所</td><td>—</td></tr>
<tr><td>工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）</td><td>—</td></tr>
<tr><td>一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）</td><td>—</td><td>1階以上かつ
5,000㎡以上</td></tr>
</table>

※本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じて学校、社会福祉施設等のいずれかの用途に分類している

第２章　建築物の耐震化の現状と今後の目標

１　行田市の耐震化の現状

市内における、旧耐震基準の住宅、耐震診断義務化建築物及び多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は次のとおりである。

（１）住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と市における適切な役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

近年の耐震化率※4の推移は表５のとおりである。

表５　住宅の耐震化の現状と推計

（単位：戸）

集計日	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※5	耐震性あり※5			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成 25 年 10 月 1 日※6	9,291	3,513	5,778	21,359	30,650	88.5%
平成 30 年 10 月 1 日※6	8,113	3,214	4,899	22,987	31,100	89.7%
令和 5 年 10 月 1 日※6	6,932	2,072	4,860	25,148	32,080	93.5%
令和 7 年 3 月 31 日※7	6,691	1,796	4,895	25,737	32,428	94.5%
令和 8 年 3 月 31 日※7	6,531	1,613	4,918	26,037	32,568	95.0%

※４耐震化率

昭和 56 年 5 月までに工事に着手し、建築された建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

※５　最新の国土交通省の算出方法により按分

※６　住宅・土地統計調査（総務省）

※７　行田市推計

（２）耐震診断義務化建築物の耐震化

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物に対して、県と市における適切な役割分担のもと、連携して建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図っている。

１）要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、その用途及び規模から特に社会的影響が大きいため、所管行政庁である県は耐震診断結果を公表している。

令和６年度末時点の要緊急安全確認大規模建築物の用途別の耐震化進捗状況は表６のとおりである。

表６　令和６年度末の要緊急安全確認大規模建築物の用途別耐震性不足解消率

（単位：棟）

用途分類	公表された建築物			耐震性不足解消率（%）		
		耐震性不足建築物	耐震性不足解消建築物		公共建築物	民間建築物
	a	b	c	d=c/a	−	−
学校	20	0	20	100%	100%	−
病院・診療所	−	−	−	−	−	−
劇場・集会場等	−	−	−	−	−	−
店舗等	−	−	−	−	−	−
ホテル・旅館等	−	−	−	−	−	−
社会福祉施設等	−	−	−	−	−	−
消防庁舎	−	−	−	−	−	−
その他一般庁舎	1	0	1	100%	100%	−
その他	−	−	−	−	−	−
合計	21	0	21	100%	100%	−

「耐震化状況調査」（県及び市）より

（３）多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、県と市における適切な役割分担のもと、連携して市有建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきた。

１）多数の者が利用する建築物（市有）

市が所有する建築物は、平常時における利用者の安全確保だけではなく、地震発生時における避難場所として学校や公民館が利用されるほか、災害情報収集や災害対策指示が庁舎で行われるなど、災害時の重要な拠点となる施設が多い。こうしたことから、市の防災拠点及び多数の者が利用する施設※8の速やかな耐震化に努めてきた。

その結果、平成２８年度に耐震事業が完了し、目標年度前に耐震化率１００％を達成した。用途別の耐震化状況は表７のとおりである。

表７　令和６年度末の多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率

（単位：棟）

用途分類			昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
				耐震性なし	耐震性あり			
			a	b	c	d	e (=a+d)	f (=(c+d)/e)
【Ａ】市の防災拠点			41	0	41	43	84	100%
	①災害対策活動拠点	市庁舎	1	0	1	0	1	100%
	②運搬給水拠点	浄水場・配水場	3	0	3	2	5	100%
	③救援物資集積拠点	産業文化会館	1	0	1	0	1	100%
	④医療活動拠点	保健センター	1	0	1	0	1	100%
	⑤消防活動拠点	消防本部等	0	0	0	3	3	100%
	⑥応援受入拠点	総合体育館等	0	0	0	2	2	100%
	⑦避難拠点	小中学校校舎※9、10	15	0	15	9	24	100%
		小中学校体育館※10	8	0	8	16	24	100%
		公民館等	12	0	12	11	23	100%
【Ｂ】保育園			2	0	2	1	3	100%
【Ｃ】市営住宅			11	0	11	8	19	100%
【Ｄ】老人福祉施設			2	0	2	0	2	100%
計			56	0	56	52	108	100%

２）多数の者が利用する建築物（民間）

多数の者が利用する建築物（民間）に対しては、県と市における適切な役割分担のもと、連携して建築物の所有者へ耐震化の働きかけを行うなど耐震化の促進に努めている。

多数の者が利用する建築物（民間）の令和６年度末時点の用途別の耐震化状況は表８のとおりである。

表８　令和６年度末の多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率

（単位：棟）

用途分類	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
		耐震性なし	耐震性あり			
	a	b	c	d	e (=a+d)	f (=(c+d)/e)
学校	2	0	2	12	14	100%
病院・診療所	0	0	0	11	11	100%
劇場・集会場等	−	−	−	−	−	−
店舗等	0	0	0	3	3	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	7	7	100%
賃貸共同住宅等	0	0	0	13	13	100%
社会福祉施設等	4	0	4	25	29	100%
消防庁舎	−	−	−	−	−	−
その他一般庁舎	−	−	−	−	−	−
その他	4	0	4	48	52	100.0%
計	10	0	10	119	129	100.0%

※８市の防災拠点及び多数の者が利用する施設
　対象施設については【資料編】参照

※９　小中学校校舎については、新旧の耐震基準で建てられた校舎が併設されていた場合は、全体で旧耐震基準の建築物として計上した

※１０小中学校校舎及び小中学校体育館については、旧小学校校舎及び旧小学校体育館を含む

２　本計画における耐震化の目標

本計画における耐震化の目標は表９のとおりである。

住宅及び耐震診断義務化建築物については、国の基本方針及び現状の進捗状況を踏まえて定めた。

多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物は、災害時に活動拠点や避難施設に活用されること、民間建築物は、多くの市民に被害が及ぶおそれがあることを考慮し、現状の進捗状況を踏まえて定めた。

表９　令和１２年度における耐震化率の目標

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">対象建築物の種類</th><th colspan="2">現状</th><th>目標</th></tr>
<tr><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度（推計値）</th><th>令和 12 年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">住　宅</td><td>94.5%</td><td>95%</td><td>97%</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断
義務化建築物</td><td>100%
（達成済み）</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多数の者が利用する建築物</td><td>市有</td><td>100%
（達成済み）</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>民間</td><td>100%
（達成済み）</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>

第３章　建築物の耐震化の促進に関する施策

１　耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、その所有者等が耐震化を自らの問題として意識し取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、市では耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次項に掲げる施策に取り組む。

２　具体的な施策

（１）住宅の耐震化の促進に関する取組

１）無料簡易耐震診断の実施

木造住宅を対象にして、パソコンソフトを使用した簡易な耐震診断を無料で行うものとする。

２）木造住宅耐震診断補助制度

市内に存する昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅(階数が２以下のもの)の耐震診断を行う際に補助を行うものとする。

３）木造住宅耐震改修等補助制度

市内に存する昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅(階数が２以下のもの)の耐震改修工事、及び耐震シェルター等を設置する簡易耐震改修工事を行う際に補助を行うものとする。

（２）緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

県と市における適切な役割分担のもと、連携して震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路[※11]の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物[※12]の耐震化に取り組む。

市内における県指定緊急輸送道路は、表１０のとおりである。

※１１緊急輸送道路

埼玉県県土整備部道路環境課ＨＰより

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyoukai/k-road.html

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づく道路

※１２倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物

耐震改修促進法第14条第3号に規定される建築物(通行障害建築物)

表１０　市内における県指定緊急輸送道路（区間）

種別	路　線　名	区　　間	管 理 者
①	国道 17 号熊谷バイパス	鴻巣市箕田　～　熊谷市代	国土交通省
①	国道 125 号	羽生市須影（122 号との交差点）　～ 熊谷市上之（17 号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）	埼玉県
1	国道 17 号	鴻巣市箕田　～　熊谷市本石（407 号との交差点）	国土交通省
1	熊谷羽生線	熊谷市佐谷田（17 号との交差点）　～ 行田市持田（持田 IC）	埼玉県
2	市道第 7.1-2 号線	行田市長野 2-30　～　行田市長野 4-29-41	行田市
2	市道第 7.1-1 号線	行田市向町 20-27　～　行田市長野 2-30	行田市
2	市道第 6.1-7 号線	行田市大字持田 556-1　～　行田市大字持田 375	行田市
2	市道第 6.2-8 号線	行田市本丸 2-5　～　行田市本丸 2-5	行田市
2	市道第 7.3-418 号線	行田市長野 5-8-1　～　行田市長野 5-9-1	行田市
2	市道第 5.2-8 号線	行田市長野(佐野行田線との交差点)　～ 行田市長野	行田市
2	市道第 5.1-10 号線	行田市長野　～　行田市桜町 2 丁目	行田市
2	市道第 5.3-387 号線	行田市桜町 2 丁目　～ 行田市長野(佐野行田線との交差点)	行田市
2	熊谷羽生線	行田市持田（持田 IC）　～ 行田市桜町（佐野行田線との交差点）	埼玉県
2	佐野行田線	行田市小見（125 号との交差点）　～ 行田市桜町（熊谷羽生線との交差点）	埼玉県
2	行田東松山線	行田市桜町（熊谷羽生線との交差点）　～ 鴻巣市鎌塚（17 号との交差点）	埼玉県
2	行田蓮田線	行田市佐間（行田東松山線との交差点）～ さきたま古墳公園	埼玉県
2	行田市停車場酒巻線	行田市谷郷（125 号との交差点）　～ 行田市斎条（上中条斉条線との交差点）	埼玉県
2	弥藤吾行田線	行田市総合公園前(国道 125 号との交差点)　～ 行田市市役所入口(熊谷羽生線との交差点) (未供用区間、供用後指定)	埼玉県
2	上中条斉条線	南河原支所前　～ 行田市斎条（行田市停車場酒巻線との交差点）	埼玉県
2	上新郷埼玉線	行田市下須戸（125 号 BP との交差点）　～ 行田市小針（行田浄水場入口）	埼玉県

種別①：第１次特定緊急輸送道路

高速道路や国道など４車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

種別１：第１次緊急輸送道路

地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

種別２：第２次緊急輸送道路

地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、防災拠点病院、防災基地など）などを連絡する路線

（３）多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発が重要である。

これらの建築物は日常生活において多くの市民が利用し、地震発生時には大きな被害発生することが予想される。

県と市における適切な役割分担のもと、連携して多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化に関する情報提供を継続して実施する。

１）多数の者が利用する建築物（市有）

・多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化

市では、市の防災拠点及び多数の者が利用する施設の耐震化を図ってきた。

その結果、平成２８年度に耐震事業が完了し、目標年度前に耐震化率１００％を達成した。

・特定天井の耐震化

市では、市の防災拠点及び多数の者が利用する施設の特定天井[※13]について、耐震化を図ってきた。

その結果、令和元年度に耐震事業が完了し、目標年度である令和２年度までに耐震化率１００％を達成した。

・小中学校の体育館等の非構造部材の耐震化

小中学校の体育館等において、非構造部材（照明器具、体育器具、掲示物等）の脱落による危険を防止するため、令和３年度に事業が完了し、耐震化率１００％を達成した。

２）多数の者が利用する建築物（民間）

多数の者が利用する建築物（民間）は、多くの市民が日常生活において利用する建築物であり、地震が発生した場合には大きな被害が想定されるものである。

市内の建築物（民間）では、令和５年度に対象となる建築物が除却された結果、耐震化率１００％を達成した。

※１３特定天井

6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊り天井で人が日常使用する場所に設置されているもの。

（４）その他の安全対策等

１）安全対策の周知

市は、自主防災組織※14の育成に努めるとともに、震災に対する地域連帯の強化及び活動の促進を図るため、次の活動を行う。

・広報活動

自発的な防災組織の必要性を市民に理解していただき、あわせて防災意識の高揚を図るため、広報誌への記事掲載、パンフレットの作成・配布等により広報活動を実施する。

・防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に防災講演会や研修会を開催し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するとともに、地震や防災に関する知識の向上を図るための防災教育を実施する。

また、自主防災組織を通じて、無料簡易耐震診断を受けるように働きかけを行う。

２）相談窓口の設置

所有者等による建築物の耐震化を促進するために、相談窓口を設置する。

３）窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

４）ブロック塀等解体補助制度

現行の建築基準法等の規定にあわない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

このことから、市は、県と適切な役割分担のもと、これらのブロック塀等を解体する所有者等に対して補助を行うものとする。

※１４自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を防止し、軽減するための活動を行う組織。

災害対策基本法では、市町村がその充実に努めなければならないと規定されている。

５）新耐震基準の木造住宅への対応

平成２８年４月に発生した平成２８年熊本地震及び令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、 平成１２年５月３１日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物※15への地震対策について普及啓発を行う。

６）耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じる可能性がある。

市は、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を促進する。

７）関係団体等による協議会の活用

市は、県、他市町村及び建築団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」（【資料編】参照）を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

８）現場パトロールの実施

現場パトロールを適宜実施し、安全性に問題のある建築物の早期発見に努める。

また、当該建築物の所有者等に対して適切な是正指導を行う。

９）老朽空き家等解体補助金

適切な管理が行われていない空き家等については、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。このため、市は、空き家のうち、特に危険な状態にある建築物等（老朽空き家等）の解体を行う所有者等に対して、その費用の一部を補助する。

※１５既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

１０）情報提供の充実等

・地震ハザードマップを通じた意識啓発

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要や地震による地盤の揺れやすさ、地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性の程度を記載した地震ハザードマップの活用を促すとともに、その周知に努める。

・地震保険加入促進の啓発

地震による被害を補償する地震保険については、令和６年の世帯加入率が全国平均で約３５．４％、埼玉県の世帯加入率が約３３．７％となっている。

市は、県と連携し、大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があることから、地震保険への加入率向上に向けて、普及啓発に努める。

・耐震化に関する市内事業者名簿の作成

耐震診断及び耐震改修工事を行うことができる市内事業者名簿を作成し、窓口にて配布する。

１１）リフォームや省エネ改修、バリアフリー改修に合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム工事や省エネ改修、バリアフリー改修を行う際に、合わせて耐震改修工事を実施することを促進するため、建築士、工事施工者に働きかけを行うとともに、促進策についての検討を行う。

なお、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難な場合、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たすよう、段階的な耐震改修の啓発にも取り組む。

１２）耐震改修に関する融資制度の普及

高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努める。

■　想定地震の断層位置図

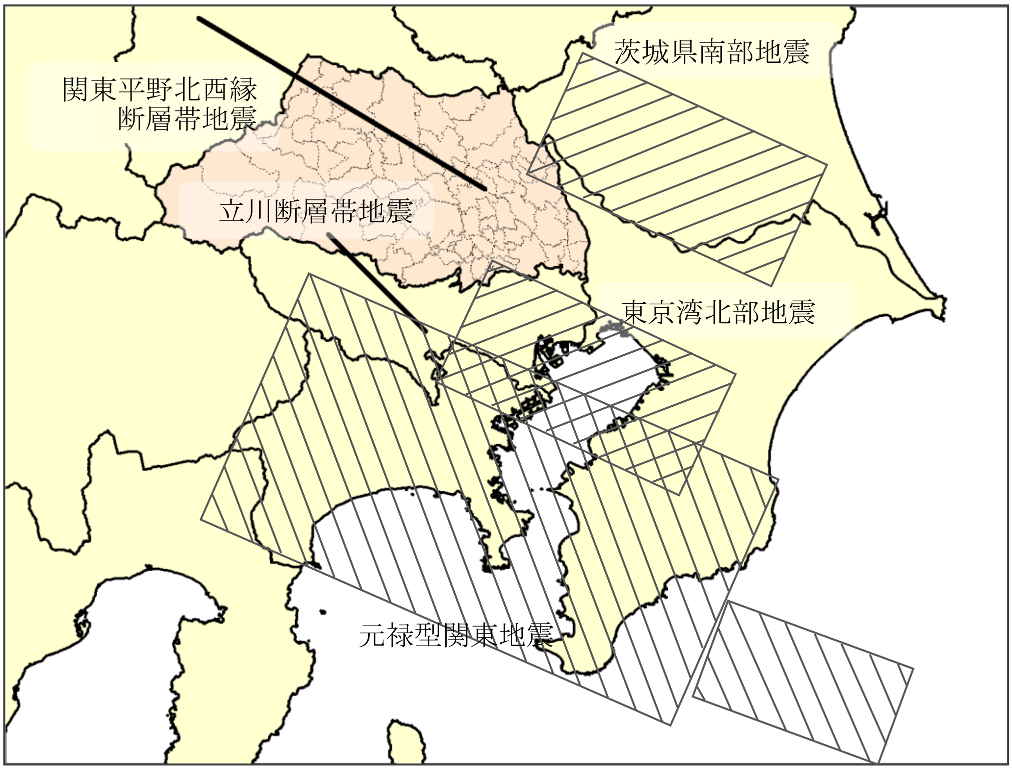

■　耐震診断を義務付ける路線

県は、連携路線※16のうち、さいたま市を除く県内区間を、耐震診断を義務付ける路線（以下「義務付け路線」という。）として指定している。（表１１）

表１１　義務付け路線（区間）

（令和元年 7 月指定）

路　線　名（高速道路）		区　　間
高速道路	東北自動車道	川口 JCT～羽生市下村君（さいたま市の区間を除く）
	関越自動車道	新座市片山～上里町五明
	常磐自動車道	三郷 JCT・IC～吉川市三輪野江
	東京外環自動車道	和光市南～三郷市高州 4 丁目（さいたま市の区間を除く）
	首都高速 6 号三郷線	八潮市浮塚～三郷 JCT・IC
	首都高速川口線	川口市東領家～川口 JCT
	首都高速 5 号池袋線	和光市下新倉～美女木 JCT
	首都高速埼玉大宮線	美女木 JCT～与野 IC（さいたま市の区間を除く）
	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）	入間市木蓮寺～幸手市木立
一般国道	国道 4 号	草加市谷塚町～越谷市下間久里
	国道 4 号バイパス	越谷市下間久里～幸手市上宇和田
	国道 16 号	入間市二本木～春日部市西金野井（さいたま市の区間を除く）
	国道 17 号	さいたま市北区吉野町～鴻巣市箕田（さいたま市の区間を除く） 深谷市西田～上里町
	国道 17 号熊谷バイパス	鴻巣市箕田～熊谷市代
	国道 17 号深谷バイパス	熊谷市代～深谷市西田

※１６連携路線

「九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の４都県及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の５政令市）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」が、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線を選定した。（図２）

図２　九都県市による連携路線（県内）

※さいたま市は令和５年７月に別途、義務付け路線を指定（連携路線以外）。

■　市の防災拠点及び多数の者が利用する施設の耐震化の現状

用途区分					旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物
						耐震性なし	耐震性あり（耐震化済）	
（Ａ）市の防災拠点	①災害対策活動拠点		1	市庁舎	○		○	
	②運搬給水拠点		1	向町浄水場	○		○	
			2	南河原浄水場				○
			3	東部配水場	○		○	
			4	北部配水場	○		○	
			5	西部配水場				○
	③救援物資集積拠点		1	産業文化会館	○		○	
	④医療活動拠点		1	保健センター	○		○	
	⑤消防活動拠点		1	消防本部				○
			2	消防署北分署				○
			3	消防署西分署				○
	⑥応援受入拠点		1	総合体育館				○
			2	教育文化センターみらい				○
	⑦避難拠点	小中学校校舎（校）・体育館（体）	1	忍小学校	○（校・体）		○（校・体）	
			2	南小学校	○（校）		○（校）	○（体）
			3	西小学校	○（校）		○（校）	○（体）
			4	北小学校	○（校・体）		○（校・体）	
			5	泉小学校	○（校・体）		○（校・体）	
			6	東小学校	○（校・体）		○（校・体）	
			7	桜ケ丘小学校				○（校・体）
			8	見沼小学校	○（体）		○（体）	○（校）
			9	旧須加小学校	○（校）		○（校）	○（体）
			10	旧北河原小学校	○（体）		○（体）	○（校）
			11	南河原小学校	○（校・体）		○（校・体）	
			12	埼玉小学校	○（校）		○（校）	○（体）
			13	旧星宮小学校（教育支援センター）				○（校・体）
			14	下忍小学校				○（校・体）
			15	太田小学校	○（校）		○（校）	○（体）
			16	旧太田東小学校				○（校・体）
			17	忍中学校	○（校）		○（校）	○（体）
			18	行田中学校	○（校）		○（校）	○（体）
			19	西中学校				○（校・体）
			20	長野中学校	○（校）		○（校）	○（体）
			21	見沼中学校	○（校）		○（校）	○（体）
			22	南河原中学校	○（校・体）		○（校・体）	
			23	埼玉中学校				○（校・体）
			24	太田中学校				○（校・体）

用途区分					旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物
						耐震性なし	耐震性あり（耐震化済）	
（Ａ）市の防災拠点	⑦避難拠点	公民館等	1	忍・行田公民館				○
			2	佐間公民館				○
			3	持田公民館	○		○	
			4	星河公民館	○		○	
			5	太井公民館	○		○	
			6	桜ケ丘公民館				○
			7	長野公民館	○		○	
			8	荒木公民館	○		○	
			9	須加公民館				○
			10	北河原公民館	○		○	
			11	南河原公民館	○		○	
			12	埼玉公民館	○		○	
			13	星宮公民館				○
			14	下忍公民館	○		○	
			15	太田公民館	○		○	
			16	地域文化センター				○
			17	地域交流センター				○
			18	商工センター				○
			19	コミュニティセンターみずしろ	○		○	
			20	コミュニティセンターみずしろ分館	○		○	
			21	シルバー人材センター				○
			22	男女共同参画推進センター				○
			23	総合福祉会館				○
（Ｂ）保育園			1	長野保育園	○		○	
			2	持田保育園				○
			3	南河原保育園	○		○	
（Ｃ）市営住宅			1	竹の花住宅	○		○	
			2	小橋住宅1号棟	○		○	
			3	小橋住宅2号棟	○		○	
			4	小橋住宅3号棟	○		○	
			5	小橋住宅4号棟	○		○	
			6	小橋住宅5号棟	○		○	
			7	小橋住宅6号棟	○		○	
			8	佐間住宅1号棟	○		○	
			9	佐間住宅2号棟	○		○	
			10	荒木住宅1号棟	○		○	
			11	荒木住宅2号棟	○		○	
			12	中斉住宅1号棟				○
			13	中斉住宅2号棟				○
			14	旭町住宅				○
			15	勝呂住宅				○
			16	斎条住宅1号棟				○
			17	斎条住宅2号棟				○
			18	斎条住宅3号棟				○
			19	新屋敷住宅				○
（Ｄ）老人福祉施設			1	大堰永寿荘	○		○	
			2	南河原荘	○		○	

※小中学校校舎については、新旧の耐震基準で建てられた校舎が併設されていても、全体で旧耐震基準の建築物として計上した。また、小中学校校舎及び小中学校体育館については、旧小学校校舎及び旧小学校体育館を含む。

※総合体育館は、⑥応援受入拠点と⑦避難拠点の双方に属するが、⑥応援受入拠点として計上した。

※⑦避難拠点は、旧小学校校舎及び旧小学校体育館を含めて計上した。

■　彩の国既存建築物地震対策協議会

彩の国既存建築物地震対策協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、埼玉県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

平成１０年１月に創設し、埼玉県、市町村、建築関係団体で構成している。

行田市建築物耐震改修促進計画

■ 発　行　　行田市　　令和８年３月

■ 編　集　　行田市都市整備部建築開発課

〒361-8601　行田市本丸２番５号

TEL 048-550-1551　　FAX 048-553-4544

ホームページ　https://www.city.gyoda.lg.jp/index.html

電子メール　　k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp